

## 豊橋市入札、契約の過程に係る苦情処理の手続要領

### 第1 目的

この要領は、市長又は水道事業及び下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う契約事務に関し、制限付一般競争入札において参加資格が認められなかった者、指名競争入札又は随意契約において指名されなかった者、総合評価競争入札における落札者の決定結果、建設工事等検査成績評定結果に不満がある者の苦情を適切に処理する手続きを定めることを目的とする。

### 第2 対象

この要領の対象となる契約は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格130万円超の工事及び施設、設備等（物品を除く。）の修繕
- (2) 予定価格50万円超の委託業務
- (3) 予定価格80万円超の物品購入、予定価格50万円超の物品修繕又は予定価格40万円超の物品借入

### 第3 一次苦情申立て

- (1) 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

#### ア 制限付一般競争入札において入札参加資格が認められなかった理由

入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、市長等により当該資格が認められない旨の通知を受けた者で、当該資格が認められない理由に対して不服がある者は、市長等に対して当該理由についての説明を求めることができる。

#### イ 指名競争入札又は随意契約で指名されなかった理由

当該入札と同一の事業種目又は業種に登録がある登録業者のうち、当該指名競争入札又は随意契約に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長等に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

#### ウ 総合評価競争入札における落札者の決定結果

総合評価競争入札における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、市長等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

#### エ 建設工事等検査成績評定結果

建設工事成績評定又は委託業務成績評定（以下「成績評定」という。）の通知を受理した者で、当該評定に対して不服がある者は、市長等に対して評定についての説明を求めることができる。

- (2) 苦情申立ての方法

苦情申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、市長等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の住所及び氏名、申立の対象となる工事名、物品名などの契約目的、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。

なお、様式は任意とし、当該不服に係る決定を通知した課に対して提出するものとする。

ア 第3(1)アに掲げる苦情にあつては、市長等が当該資格が認められない旨の通知を行った日の翌日から起算して5日（豊橋市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

イ 第3(1)イに掲げる苦情にあつては、市長等が指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

ウ 第3(1)ウに掲げる苦情にあつては、市長等が総合評価についての落札決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

エ 第3(1)エに掲げる苦情にあつては、市長等が当該成績評定の通知を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

(3) 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、市長等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。なお、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(4) 苦情申立ての却下

市長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下できるものとする。

(5) 苦情申立てについての教示

市長等は、苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領における対象契約に係るものに限る。

ア 制限付一般競争入札にあつては、入札説明書等に第3(1)アに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

イ 総合評価競争入札にあつては、入札説明書等に第3(1)ウに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

ウ 成績評定を通知する場合には、当該成績評定結果通知書等に第3(1)エに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

(6) 苦情処理結果の公表

市長等は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

#### 第4 再苦情申立て

##### (1) 再苦情申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第3(3)の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、市長等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

##### (2) 再苦情申立ての方法

ア 再苦情の申立ては、市長等が第3(3)の回答書を通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により市長等に対して行うことができるものとする。

なお、様式は任意とし、当該回答書を発出した課に対して提出するものとする。

イ 再苦情の申立てがあった場合は、市長等は、速やかに豊橋市建設工事審査会、豊橋市委託業務審査会又は豊橋市物品調達審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

##### (3) 再苦情申立てへの回答

市長等は、申立者に対し、審査会の審査の結果を踏まえた上で、審査が行われた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。

この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対して明らかにするものとする。

##### (4) 再苦情申立ての却下

市長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下できるものとする。

##### (5) 再苦情申立てについての教示

市長等は、第3(3)の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

##### (6) 再苦情処理結果の公表

市長等は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び市長等が回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

#### 第5 手続きの明示

本要領に定める手続きについては、入札室、契約担当課等において掲示、閲覧等により明示するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。